第

296

뮥

発行所



1994年1月6日創刊。毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 3月17日 金曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☆消費税の非課税

②:私は貸ビル業を経営していますが、その賃貸借契約書に敷地部分と建物部分とに賃借料を区分して記載すれば、敷地部分の賃借料は消費税では非課税となりますか。

また、月極駐車場は非課税でしょうか。

A:消費税法においては、土地の貸付けは 非課税とされています。

しかし、施設の利用に伴って使用される場合のその土地を使用させる行為は、土地の貸付けから除かれていますから、課税の対象となります。

貸ビルは、施設の利用に伴って使用される 場合になりますから、敷地部分と建物部分と に賃借料を区分して記載している場合であっ ても、その賃借料の合計額が建物の賃借料と して消費税の課税の対象となります。

また、駐車場又は駐輪場として土地を利用 させる場合において、その土地に駐車場又は 駐輪場としての用途に応じる地面の整備又は フェンス、区画、建物の設置等をしていない とき(駐車や駐輪の車、自転車の管理をして いる場合を除きます)は、その土地の使用は 土地の貸付けに含まれ、非課税となります。

ご質問からは、どのような駐車場なのかは わかりませんが、整備や区画等がされている のであれば、施設の貸付けとなり消費税の課 税の対象となります。

